

詳細版

市民に求められる四日市市立図書館像について（提言）



平成17年（2005）3月

市民に求められる図書館検討懇話会

はじめに

四日市市立図書館は、長い歴史をもつ市民のための学習支援施設である。けれども市民の学習意欲の向上と展開には対応しきれない部分が目立つようになってきた。開館時間をはじめとするサービス体制、狭隘となり充実を図れなくなっている建物、楠町と合併してますます広がる市域全体にサービスを行き届かせることのむずかしさ、急速に進む情報化への対応、学校や学校図書館等との連携のもとに子どもの読書環境を整備する必要性、障がいをもっている市民へのサービスの充実、など多くの課題に直面している。

3年後に迎える「開館100周年」を機会に、新たな歴史を切り開くことを目指して、「市民に求められる図書館像」を描いてみた。

描くにあたって平成16年(2004)8月に実施した「市民アンケート」は、大きな意味をもっている。ここで示された市民の要望をまとめ、ただちに実現できるものと、近い将来に実現すべきものとを峻別し、この提言では「将来像」を描くこととした。図書館をめぐる考え方は社会の変化に応じて変わっていく。ここで描いた将来像が、いつまでも「将来」のままになるとは限らない。劣悪な事情を乗り越える工夫が現状から出てくれば、描くべき「将来像」も変化していく。そこに新たな「将来像」が生まれることも予測しなければならない。そういう意味では、平成17年(2005)に策定されたこの提言が「一里塚」になるかもしれないが、論議の素材としての意義は大きいだろうと考えている。

新しく迎える年度においても、ひきつづき、この提言の肉付けを行い、新図書館構想に向けて着実な歩みを進めるとともに、市民の声を聴く機会を深めていただくことを期待する。

周知のように市の財政事情は厳しい状態が続く。この提言を忠実に実行するには、相当長期にわたる計画策定が求められる。将来像に向かって、現状から一歩でも二歩でも歩みをはじめ、四日市市立図書館を、市民による、市民に役立つ、市民のための図書館に育てることが重要な責務であることを提言する。

平成17年3月

市民に求められる図書館検討懇話会
会長 柴田正美

目 次

第1章 図書館を取り巻く社会の変化	6
第1節 公共図書館の役割と課題	6
1 役割の拡大	6
2 資料・情報の展開	6
3 新サービス	6
4 新しい機器の導入と職員の資質向上	6
5 相互協力網の充実と利用	6
6 学校や学校図書館への支援とサービス	6
7 運営方針と職員体制	6
8 市民の視点をてこにして	7
第2節 公共図書館の現状と今後の課題	7
1 図書館の基本的構成要素	7
2 収集するメディアの拡張	7
3 電子化情報	7
4 「知のネットワーク」の中核となる図書館	8
5 図書館の規模・立地と全域サービス	8
6 来館困難者へのサービス	8
7 職員の資質向上	8
8 市民とのコラボレーション(協働)	8
9 他機関・組織との協力網	9
10 最適な運営体制の選択	9
11 市民とともに歩む図書館	9
第2章 四日市市立図書館の現状と課題	10
第1節 四日市市立図書館の歩み	10
1 平成20年に創設100周年	10
2 自動車文庫巡回40周年	10
第2節 現状と課題	11
1 施設の老朽化・狭隘化	11
2 駐車スペースの不足	11
3 AV資料についての現状、隘路はスペース	11
4 市民の求めるサービスの深化	12

5	どこにいても市民：自動車文庫の運行	12
第3章	21世紀における望ましい四日市市の図書館のあり方	13
第1節	新しい図書館の基本的な考え方	13
1	四日市市の図書館の基本方針	13
2	四日市市の図書館の運営方針	13
第2節	全域サービスの方向性	13
1	全域サービスの体制	13
2	全域サービスの運用	14
第3節	サービスの新たな展開	14
1	物流システム	14
2	商用データベースの導入	15
3	資料提供に関するサービス	16
4	利用者対象別のサービス	16
5	学校への支援に関するサービス	21
6	大学図書館との連携	21
7	イベント・講座・情報発信サービス	22
8	ネットワーク機能の充実	23
9	広域利用	23
10	ボランティアとの更なる連携	24
11	開館時間の延長・開館日数の増大	25
12	行政支援サービスの導入	25
第4節	位置・建物・規模・設備の考え方	26
1	位置・建物・規模について	26
2	施設設備について	26
第5節	丹羽室、学習室等の位置づけ	26
1	丹羽文雄記念室	26
2	児童室・調べ学習の場	27
第6節	職員	28
1	司書職員	28
2	技術職員	28

3 一般職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
4 ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
第7節 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

参考資料

資料1 「市民に求められる図書館検討懇話会」開催経過・・・・・・・・ 29
資料2 「市民に求められる図書館検討懇話会」委員名簿・・・・・・・・ 31
資料3 「市民に求められる図書館検討懇話会」設置要綱・・・・・・・・ 32



第1章 図書館を取り巻く社会の変化

第1節 公共図書館の役割と課題

1 役割の拡大

公共図書館は、これまで市民の資料・情報要求を迅速・的確に実現することとされてきた。図書館は市民の要求を予測し、それにいつでも対応できるように準備を整えるという役割を期待されていた。

2 資料・情報の展開

しかし、市民の要求は、多種多様になっており、それらを予測し準備を整えるという作業は至難のものとなっている。図書・雑誌といった従来から所蔵してきた資料・情報のほかに、マルチメディアに対応する電子化された資料・情報への展開は必至であろう。

3 新サービス

多種多様な要求に応える一方では、例えば起業志望家をターゲットにして「ビジネス支援」を打ち出したり、既存企業における資料室の衰退に代わる役割を果たすべく、地域産業を念頭においたサービスも企画される必要があるだろう。

4 新しい機器の導入と職員の資質向上

新たな形態の資料・情報の所蔵・提供には、新しい機器の導入も求められるし、それらを使いこなせる技術と、市民へのサービスに信念をもった優秀な職員の配置が必要となる。

5 相互協力網の充実と利用

資料・情報要求の多様さへの対応は、単館主義の克服でかなりのところまで可能である。現代の図書館は相互協力網を不可欠なものとしており、他の公共図書館への資料・情報の提供も必然的なものとなっている。

6 学校や学校図書館への支援とサービス

相互協力は、他の公共図書館だけが対象ではない。むしろ市内の学校図書館や公民館等の生涯学習支援組織への協力も積極的に進めることが期待される。

7 運営方針と職員体制

単館主義からの脱却は、資料・情報の身代わりである目録情報の充実を求めることにつながり、他の図書館の資料・情報についての知識を豊富にもつことが期待され、専門職員の能力に依存する面が多い。専門職員の確保には、職員の処遇をも含めて館の運営体制が大きく影響する。一時的に優秀な職員が配置されても、職務に見合った環境を提示するには、職務職階制を背景とする現行の公務員制度のなかで保証をするためには相当の覚悟を持たなけ

ればならないだろう。

8 市民の視点をてこにして

山積する課題や、膨らんでいく市民の期待に的確に応えるためには、市立図書館が先導的に事態を見つめることと果敢な挑戦的姿勢が必須であるが、それと併せて、市民の図書館に対する視点を先鋭化させる仕掛けをも形成することが目標として掲げられるべきだろう。

第2節 公共図書館の現状と今後の課題

1 図書館の基本的構成要素

塩見 昇大阪教育大学名誉教授によると、図書館の働きを成立させる基本的な構成要素には、資料・施設・職員・利用者があるとされる（塩見 昇『図書館概論』三訂版 日本図書館協会 平成13年）。基本的な要素としては、これで十分であろうが、現代の公共図書館を考えるときには、さらに「運営体制」を付け加えることが必要だろう。なぜなら、これまでは自治体の「直営」が当然とされ、他の選択肢が地方自治法や図書館法といった関連法令によって制限されると考えられてきたが、昨今の各自治体の財政状況や、公共サービスのあり方を見直す論議のなかで様相を変化させてきたからである。



2 収集するメディアの拡張

図書館が収集し市民に提供する資料は、図書（本）・雑誌といった文字を印刷した媒体が主たるものとされてきた。昭和25年（1950）に制定された図書館法では、各種の視聴覚資料をも含むこととされていたが、収集対象として大きな位置を占めないまま進んできた。けれどもビデオテープ（劇映画・ノンフィクション・教養もの・報道ものといったものから、教育・学習に有用なものまで非常に多くのジャンルが利用できる。）や、コンパクトディスク（CD：音楽ばかりでなく、語学習得のためのものも数多い。）が家庭のなかに入り、それを媒体とする情報流通が盛んになるなかで、図書館の重要な収集対象となってきた。視聴覚資料に関わる技術の展開・発展はめざましく、次々と新しい媒体が市場に投入され、内容面でも豊富になっており、市民からの利用要求も相次いでおり、図書館はそれらを利用できる機器の整備と資料の充実を求められている。

3 電子化情報

情報の電子化が進むなかで、CD-ROMやDVDといった媒体への需要もでてきている。百科事典が紙の媒体から電子化情報へと進化し、パソコンを利用するのが当然となってきている。図書館の提供する情報も、こうした動きに対応できないと最新の、また正確な情報を市民に提供できなくなっている。電子化情報の行き着くところは、図書館以外のところで管理・蓄積されている情報へのアクセスとなる。インターネット端末を準備し、その利用法について市民にサポートしながら、場合によっては内容面での評価手法などを伝える業務が図書館に課されるようになってくる。

4 「知のネットワーク」の中核となる図書館

このような最新の情報を利用したサービスは、ビジネス面での利用ということもしばしば起こってくる。単に資料・情報の提供から、市民の提起する調査相談に積極的に応じるレファレンス機能に依拠した複合的なサービスへの展開が必然的なものとなってくる。これらの新しいサービスを始めるにあたっては、その需要動向を見ることもさることながら、地域への貢献の度合いや、目的などの明確化と市民からの積極的なサポートを取り付けることが重要であろう。

5 図書館の規模・立地と全域サービス

今後の図書館の立地は、市民にとってアクセスの便利なところが最も期待される。諸般の事情で郊外での建設を余儀なくされても、相当の駐車スペースを確保し、結果として「便利なところ」を確保しなければならない。常に市全体での計画を踏まえて、市民にとって利便性の高い立地を考慮することが求められる。

施設の規模を計画するにあたっては、市内全域にサービスを均等に提供できるよう工夫をする必要がある。四日市市ほどの広さと複数の地域ごとの特性を有している自治体においては、複数の図書館施設を配置することが望まれる。それらを全体として市の図書館システムとしてとらえ、市民のアクセスはどの図書館に対しても同一のレベルを提供できるようにしなければならない。この考え方は、将来において市域に組み込まれる可能性をもっているすべてについて適用されなければならない。

6 来館困難者へのサービス

また、市民にとって均質なサービスを保証するには、施設・建物としての図書館等を造るだけでなく、現有の「かもめ号」「みなと号」を拡充した自動車文庫（移動図書館）網を構成することが必須である。これは来館利用に障がいのあるすべての人々（肢体不自由者、高齢者、病院入院患者なども含まれる。）を対象として計画されるべきだろう。

7 職員の資質向上

市民にとって有用なサービスは、資料・施設が整備されるだけで実現されるわけではない。図書館の提供できる資料・情報について豊富な知識と、サービスに関する的確な技術を備えた有能な職員が図書館に配置されてこそ、投資した資産に見合うアウトプットを市民は享受できる。このような職員を確保するための「運営体制」は慎重に検討される必要がある。

8 市民とのコラボレーション（協働）

自身の自己実現の場と見るならば、そこでボランティアとして「いきがい」を見出す市民の存在も肯定されるだろう。そうした市民の意向を的確に読み取り、行政的視点を強調するだけでなく「市民との協働の場」としての意識を形成していくことが望まれる。

その際に忘れてはならないことは「協働」の実態である。対象者が存在するが故に「協働」という行為が成立するのであり、対象者のもつ個人的な事情についての共通する理解と行動を確保しなければならない。

9 他機関・組織との協力網

これまで公立図書館は、在住・在学・在勤要件を当然のこととしてきた。しかし、三重県立図書館が「どこでも、だれでも、いつでも」を標榜して全国展開を図る方向を示して以来、様子は一変した。多くの自治体が、このような要件をはずす方向に進んでいる。少なくとも近隣の自治体との間に「広域利用覚書」を締結して、積極的に協力関係を深める方向にある。四日市市においても、これまで覚書を締結して協力関係を深める方向を追求してきたが、引き続きこの努力を払い、北勢地方全体でのリーダーとしての責任を果たすべきだろう。

児童・生徒は、図書館の利用者の相当部分を占めている。個々の児童・生徒から支持される図書館であることを目指すことは当然のことであるが、それと併せて学校との協力関係を深める方向が目指される必要がある。社会見学の対象、体験学習の場、図書館利用教育への協力といったことをこれまでも実現してきたが、さらに学校図書館への積極的なサポート体制を構築し、図書館協力の内実を高めることが期待されている。

10 最適な運営体制の選択

公立図書館の運営は、これまで「直営」と「業務を限定した委託」以外はあまり考えられてこなかった。平成15年(2003)以来、こうした事情は一変した。施設の建築・改築・一部業務の再編などを機会として導入されるPFI(Private Finance Initiative)、館長職をも含めた委託を可能とする指定管理者制度、システム単位でも実施されるようになる市場化テスト、など多くの方策を試みることができるようになった。また、こうした形態を引き受ける民間企業にも力を付けてきたところが多い。

どのような形態で運営を続けるのが市民にとって最適な文化環境を可以保证できるかということを慎重に検討し、適切な判断をしなければならない。

11 市民とともに歩む図書館

新しい四日市市の図書館を創るにあたっては、長期的な見通しをもつとともに、それについて市民の理解を得るように努めなければならない。その過程においては、市民の意見を聴く機会をできる限り多くし、その意向に添えるように選択を重ねて行くことが必要である。

また、継続的に市民の理解を深める組織として、例えば「図書館友の会」といったものを策定し、市民主導の図書館運営を実現できる方向性を提示することが期待される。



第2章 四日市市立図書館の現状と課題

第1節 四日市市立図書館の歩み

1 平成20年に創設100周年

四日市市立図書館の創設は古く、明治41年(1908)10月1日に第五尋常高等小学校(現在の市立中部西小学校)内の附設建物として設置されたことに始まる。

そして、大正3年(1914)12月1日には、当時の市役所内の木造平屋1棟の附属建物に移転したが、同5年(1916)6月17日に大正天皇御大典記念事業として、保光苑(現在の諏訪公園)に木造2階建・擬洋風建物の新図書館が開館した。

昭和4年(1929)4月1日には、実業家熊沢一衛氏の昭和天皇御大典記念事業の寄付による鉄筋コンクリート造2階建、ペントハウス付、スクラッチタイル張りの新図書館が諏訪公園に開館し、県下でも近代的な公共図書館としての威容を誇った。

しかし、昭和20年(1945)6月18日未明の空襲によって、市立四日市病院が焼失したため、図書館を罹災者のための診療所に転用し、市立図書館として復帰したのは同24年(1949)11月3日のことである。

その後、昭和48年(1973)7月10日に鉄筋コンクリート造地上3階・地下1階、延床面積4,062.31㎡の規模で「白亜の新図書館」として現在地に新築・移転し今日に至っているが、3年後の平成20年(2008)には創設100周年を迎える。

2 自動車文庫巡回40周年

広い市域面積にもかかわらず、分館を有しない市立図書館では、図書館が遠くて利用できない人々にも読書の機会をと、全域サービスの一環として自動車文庫を運行している。

自動車文庫が初めて導入されたのは、昭和39年(1964)10月のことで、「みなと号」と命名されたマイクロバスを改造した車体に1,200冊の図書を積み、市内48カ所の駐車場を毎月1回巡回することから始まった。

そして、昭和48年(1973)10月には、かわって蔵書数1,700冊の「みなと号(2世)」が76カ所に増えた駐車場を巡回、同53年(1978)9月からは「かもめ号」を1台増車して2台体制となった。

昭和62年(1987)10月には、さらに「みなと号(3世)」にかわったが、蔵書数は一挙に3,200冊に増えた。

その後、平成3年(1991)8月には新しく「かもめ号(2世)」に、同10年(1998)10月には「みなと号(4世)」にかわり、本年(2005)3月には「かもめ号(3世)」にバトンタッチされ、2月7日に本市と合併した旧楠町地内の2カ所を含め、現在は92カ所の駐車場を巡回している。

自動車文庫の年間貸出冊数は年々増え続けており、これからも継続して巡回サービスを求める声が強い。利用者は乳幼児のいる若い母親や年配の女性が多く、今後は、積載資料の幅を広げ利用者の拡大や利便性についても考える必要がある。

第2節 現状と課題

1 施設の老朽化・狭隘化

現在の施設は、建設後31年を経過し、増築のあったのは平成3年(1991)3月末に点字図書室(現点字・録音資料室)としての85.11㎡だけである。

この間、蔵書数は開館当時の約59,000冊から平成16年(2004)3月末現在の約380,000冊と約6.4倍に増えている。建物の老朽化に加えて、蔵書数の増加に伴い、書架が増え、通路などのスペースが狭くなり、例えばカウンターを「貸出・返却専用」「読書相談やレファレンス専用」などに区分することや、成人コーナーの開架書架を低書架にして見やすくし、書架の間隔をもう少し広くとるなどして、ゆったりとした空間を確保し、新しいサービスを展開するためには、施設全体の狭隘化が目立ち限界にきている。



2 駐車スペースの不足

駐車場の不足については、利用者からも度々指摘されている問題であり、今回の市民アンケート結果にも如実に表われている。当館利用の約7割が車を利用し、当館利用の半数以上が駐車場に対して不満を感じている。また、当館を利用したことがない人に、どのような条件を整えたら利用するかの問いに、約3割が十分な駐車スペースをあげている。開館当初は、20数台の駐車スペースであったが、平成元年(1989)に近鉄高架下の駐車場30台を、さらに平成10年度には、市文化会館第4駐車場片面30台分を確保したほか、職員の自力によって敷地内駐車場の白線を引き替えることにより、現在103台の駐車スペースを確保している。しかしながら、日曜日や夏休みなどは特に慢性的な駐車不足に陥っているのが現状である。

3 AV資料についての現状、隘路はスペース

AV資料の収集については、平成2年(1990)に三泗地区視聴覚ライブラリーが「視聴覚センター」に移管されて以来、収集されていないのが現状である。しかし、最近では、DVD、インターネットなど映像資料のデジタル・コンテンツ化が急速に進展しており、このような高度情報社会に対応して柔軟に図書館の機能を展開していくためには、今後、AV資料の収集についても取り組む必要がある。市民アンケート結果をみても約14%がAV資料の充実を求めており、この種の新しい媒体への期待は大

きい。しかしながら、現在の限られた図書館のスペースでは、確保が非常に困難であり、大きな課題となっている。

4 市民の求めるサービスの深化（開館時間の延長・開館日数の増大など）

現在の開館時間は、平日は9時30分～19時まで、土・日・祝日は9時30分～17時までとなっているが、これからの図書館サービスとして期待するもののなかに開館時間の延長や開館日数の増大を望む声は高い。

ただ、開館時間の延長や開館日数の増大など新たなサービスを行うためのスタッフの確保には、市職員の場合はフレックスタイムの導入や、その他指定管理者制度の導入、民間事業者への委託、ボランティアとの協働等についても視野に入れて検討する必要がある。

5 どこにいても市民：自動車文庫の運行

現在は、「みなと号（4世）」「かもめ号（3世）」の2台を運行し、1台に約3,200冊の図書を搭載して、8月を除く毎月1回、市内92カ所に設けた駐車場を巡回し、図書の貸出サービスを実施している。

図書の年間貸出冊数は、平成13年度 58,652冊、平成14年度 65,107冊、平成15年度 68,201冊と年々増え続けているが、今後はより安全な駐車場所の確保や巡回日時の拡充に努めるとともに、本館貸出図書の自動車文庫への返却が可能かどうか、検討する必要がある。



第3章 21世紀における望ましい四日市市の図書館のあり方

第1節 新しい図書館の基本的な考え方

新しい図書館は、四日市市における生涯学習の中心的役割を担うため、すべての学習情報・資料をすべての利用者に提供するという基本理念の下に、先に行った市民アンケート調査結果を尊重し、「いつでも、どこでも、だれにでも」開かれたハイブリッド図書館*として機能する。また、大学図書館や学校図書館など、他の図書館並びに社会教育関係機関やNPO、市民グループなどとの幅広い連携・協力関係を基盤として、24時間稼動する“学びのオアシス・ネットワーク”を構築し、その中核的な役割をも担う。

*ハイブリッド図書館：従来の伝統的な図書館機能に加えて電子図書館機能をも併せ持つ図書館

1 四日市市の図書館の基本方針

- (1) すべての市民（市に往来するすべての人々をも含む。）に対して、生涯学習及びビジネス支援のための自学自習及び調査研究の場を提供するとともに、学習・調査支援情報を積極的に提供する。
- (2) 社会の情報化の進展に対応して、図書・雑誌等の伝統的な情報媒体に加え、電子化された情報媒体をも含めてサービスを提供する（ハイブリッド図書館サービス）。
- (3) 市民生活をより豊かにするための知識・情報を提供するとともに、四日市市に関して学ぶための学習情報をインターネットを通じて国内・外に発信する。
- (4) 高齢者や社会的・身体的なハンディキャップを持った人々や外国人に対しても、公平なサービスを提供できるよう体制を整える。
- (5) 学校図書館、大学図書館、資料館、博物館など他の図書館や学習支援施設との連携を図り、資料搬送システムを活用し、それらの機関との間の資料の相互貸借を円滑・迅速に行う。
- (6) 図書館施設は、ゆとりある読書や学習・調査のための時間と場所を提供する。

2 四日市市の図書館の運営方針

- (1) 図書館の運営は、市の財政状況を考慮しつつ、PFI等の適切な運営形態を取り入れるとともに、市民団体やNPO等との連携・協力により、地域通貨（例えば、四日市市では「Jマネー」と呼ばれている。）の活用などをも含む協働体制を推進する。

第2節 全域サービスの方向性

1 全域サービスの体制

四日市市ほどの規模の市域では、全域サービスを実施しようとするれば単一館では難

しく、地域の特性を踏まえた複数の館を設置するのが望ましい。この場合、地区単位レベルの数の小規模な分館を設置するということも考えられるが、均等で質の高いサービスを維持し、かつ、厳しい市の財政事情も考慮するならば、情報量、人的・サービス面において独立館としての機能を持ったいくつかの地域拠点館と、自動車文庫の適切な運行とで図書館網を形成していくほうがより効果が期待できる。

地域拠点館には、実績のある既存の施設（あさけプラザ図書館、楠公民館図書室など）を活用するとともに、新市立図書館をもってこれに充てる。そして、新市立図書館には電算システム・所蔵資料の一元管理、予算管理、他の地域拠点館へのサポートなど、中央館としての機能も合わせ持たせ、中央館、地域拠点館、自動車文庫とで一つの図書館システムを構築する体制が適切である。

2 全域サービスの運用

市民が「いつでも、どこでも」中央館、地域拠点館の資料を等しく利用できるのは無論のこと、すでに稼動している三重県図書館ネットワークなどのシステムを十分に活用し、市民のあらゆるニーズに的確かつ迅速に対応できる運用が必要となる。この際、中央館は、オンライン予約配送、オンラインリクエスト配送などのサービスの中核としても機能し、地域拠点館及び自動車文庫へとつなげる役目を果たすことになる。

特に自動車文庫は、調査相談・読書相談などの窓口、来館利用に障がいのある人へのサービスの窓口などの機能も含め、その機動力には大きな可能性がある。

また、よりきめ細かいサービスを考える時、コンビニ等とのタイアップによる資料搬送システムなども検討する必要がある。

第3節 サービスの新たな展開

1 物流システム

前節に述べたように、市民は市内のどこに在住・在学・在勤しようが市立図書館の利用にあたっての差が生じてはならない。特に「いつでも」利用できるようにするには、市立図書館の窓口が身近に存在することが必要となる。市内各所にこうした図書館の窓口機能を配置するとなると、そこに資料等を運搬する手段を整備することが求められる。

市総務課の所管する既存の搬送ルートは、市としての窓口の存在が前提であり、市内全域をカバーできるだけの効果をもっていない。また、ルートを運営する主体により送達先に制限が存在する。（大半の物流が市民センターまでしか送達されない。）そこで、それらを大きく市全体をカバーする「基幹的な物流ルート」を設定し、どのようなものであっても区別なく既存窓口までの送達をできるようにする。その先にさらに細密な物流を確保できるシステムが期待されるだろう。この細密なシステム部分

は、市民によるボランティアとの協働が検討されるべきだろう。

市民にとって有用な物流システムは、多くの担当者が、それぞれ小さな部分を分担することによって支えられる。このようなシステムでは、個人情報の漏洩が容易に発生する。物流システムの設計にあたっては、個人情報を護る観点を重視しなければならない。

システムが有効に、かつ安全に機能するようになれば、必然的にシステム利用者は増大する。市立図書館の資料利用は「市民の権利」という観点からすると、量的増大を理由とした市民負担を求めることはできないであろう。量的増大こそが「市民に求められているサービスの実現」という理念を確保することが必要である。

2 商用データベースの導入

本章第1節に述べたように市立図書館は、市民の豊かな生活を支えることが基本的な使命である。それらの生活は、多くの知恵と知識を集約することで成立する。生活する上で必要となる情報は、市民の置かれている環境によって異なる。図書・雑誌といった従来型の資料ではカバーできないもの、展開されつつあるAV資料やパッケージ型の電子資料からも、入手できない情報に対するニーズはますます高まってくるであろう。

こうしたニーズに積極的に応えるために、まず市立図書館におけるレファレンス機能が充実される必要がある。なぜならば、幅広く、また深い情報のすべてを市立図書館があらかじめ受け入れておくことは現代においては「絵空事」であろうからである。市民からの情報要求をまって情報の入手行動が始まることを考えるならば、情報の存在についての案内・ガイド機能であるレファレンスが重要になってくる。レファレンス機能は、市立図書館の所蔵する資料・情報だけで充実できるものではない。有能なレファレンス担当者を確実に確保することが最も重要な課題となる。

有能な担当者が存在しても使える資料・情報が貧弱であるならば、機能を期待できない。各種のデータベースへのアクセスを保証する体制が必要である。それらのデータベースを直接来館した市民に提供・開放することも検討されるべきだろう。ただし、提供・開放にあたっては効率的な利用を願って一定のガイドが必要となる。それは、例えば市民向けの公開講座に含めたり、希望者を募って内容の濃い知識と実地演習を組み込んだものが考えられる。図書館員だけが利用するデータベース・システムから、市民によるリーズナブルな利用を勧める方向への展開を常に指向することが必要である。

市民が多く利用しているデータベースとして、「インターネット上のデータ群」が存在する。多くの家庭にパソコンや携帯電話端末が普及し、インターネット利用はありふれた状況になっていることは事実であるが、まだ情報入手環境を整えていない「情報弱者」とも言えるような市民の存在も忘れてはならないだろう。そうしたニーズを想定し、インターネットを利用できる環境を市立図書館が提供することも重要な責務である。機器の設置と併せて、利用にあたっての基本的な技術と知識を提供する体制も整備しなければならない。パソコン等を置くだけでなく、それを効率的に利用

し、また得られたインターネット上のデータ群を、適切に評価する能力を獲得できるような講習会なども企画することが求められる。

3 資料提供に関するサービス

四日市市の歴史と文化、経済活動の軌跡が、国内外に果たした役割や影響についてはまだまだ調査研究の余地が多く残されている。そのためにも、博物館や地域の郷土資料館、企業、大学と連携し、役割分担を明確にしながら、意識的に地域資料の充実を図ることを、新しい図書館活動の一部として重点的に位置づける必要がある。なお、地域資料の充実は図書館にとって重要な課題であるが、その定義と分類をより明確にすることも重要である。

図書館には、四日市市史の刊行後も全国の市町村史が集約中であるが、今後も地域資料の充実の一環として保管する必要がある。現在、これらの資料は分離保管されているため、市民による活用はあまり活発ではないが、生涯学習や総合学習、企業の調査活動などにとって重要で基礎的な資料である。また、郷土研究者の高齢化が進む現在、新たな地域活性化を担う人材育成にとっても必要な資料である。新しい図書館では素早く利用できる体制を取ることによって、活用の促進を図る必要がある。

四日市市や三重県をはじめ、県内の公共機関が発行する行政資料、あるいは各種白書なども網羅的にかつ継続的に収集・提供することが重要である。

4 利用者対象別のサービス

(1) 児童に対するサービス

未来社会を担う子どもたちの豊かな創造力や情操を育み、また、思考力を育成する上でも図書館の児童サービスを充実させ、その役割を担うことが望まれる。そこで、図書館は、まず「本」と出会うところとする視点から

- ・豊かで魅力ある図書の充実
- ・児童室専門のカウンターの設置
- ・専門の司書の配置



が必須の条件といえよう。子どもの読書は、自由で自発的なものとする一方、的確な選択眼をもって読むべき本を指し示すことができることを一番に願いたい点である。

その上、のびのびとした雰囲気の中で、放課後や休日を自由に子どもたちが過ごすことのできる場づくりが求められる。例えば、朗読会や絵本の読み聞かせなどはもとより、子ども向けの講座、作家、イラストレーターの講演会、本づくり、工作、おもちゃ作り、音楽、映画など、子どもたちの新たな興味を引き出すことのできる場を興していくことを求めたい。

乳幼児の読書環境づくり

特に乳幼児期の子どもの本との出会い方は、心身ともに「遊び」の要素が大きい。成長に添った本が揃い、親子ともに気楽に図書館に居られるよう設備に配慮が要る。価値観の多様化している今日、また、多種多様の情報が氾濫するなか、司書による厳選された育児情報の発信や、親たちが情報交換したり交流を深めたりする場としての機能をも持ちたいものである。

子どもにとって家庭が一番小さな単位の社会、「学び」の場とも言える。この「家庭」をサポートするために、育児や教育に関連した資料の充実と、子どもの読書についての相談を受ける窓口も設けたい。

学校図書館との連携

子どもたちの読書欲、情報活用力の高まりに応えるべく、図書の共有化、有効活用を図る。また、オンライン・ネットワークシステムが構築され、子どもたちに本が届きやすくなったが、「もの」の届くことだけが重要なのではないだろう。内容の伝達という面では、特に文学作品の伝えてくれる情報は人の声、生の言葉でもって伝えたいものである。司書によるブックトークなども不可欠の条件でありたい。

その上、親に対して、子どもの図書館の利用促進はもちろんのこと、家庭での読書習慣を身に付けさせるためのアドバイスや、選書のコツを教えたりすることも学校図書館との連携の考えのなかに入れておきたい。

ボランティアとの連携

子どもに読書を促し、励まし、自信を持てるようにするには工夫が要る。児童書に精通した大人による「読み聞かせ」は、本の楽しさ、本の妙味を知ってもらえる確かな手段である。

また、「本の帯づくり*」やお話の中に出てくる「クッキー作り」、「折紙」など楽しみと遊びを通して子どもの読書活動をひろげることも工夫のひとつである。このような催しごとにボランティアとして、市民ひとりひとりの持てる技、知識、能力で、その上、意欲と活力でもって、児童サービス担当司書と、企画運営に至るまでの協働が必要となる。

*本の帯づくり：簡単に本の推薦文や読書感想を書いた帯カバーをつくること

(2) 青少年(ティーンズ)に対するサービス

市立図書館には、調べ学習の場として学習室がある。今後、パソコン・インターネット等を利用した学習が増加すると予想され、自発的な学習を支えるために、機器の設置と利用サポートが求められる。しかし、自習のための「場」として重宝に利用する学習者も少なくない。

図書館の役割から考えると、図書館の資料・情報・機器の利用に結びつかない「席・場」の使用は認めない厳格さも必要である。

心身ともに急成長を遂げるティーンズは、慣れ親しんだ児童書に関心を示し、一方で成人向け・専門資料・情報を求める旺盛な学習意欲を持っている。故に幅広い利用を推進するには、図書の選定は限定せず、ニーズに応じた図書相談を可能にする環境を整える必要がある。メインカウンターは、「児童・ティーンズ・成人」及び専門分野に至るまで、迅速な対応ができるよう司書等の専門職員を集約させた配置にしなければならない。

自己表現力の旺盛な世代なので、土・日の行事等協働の協力は、既存の活動への参加を促す技術指導と併せて意向や要望を語らせるコミュニケーションづくりが重要である。その際、固定観念にとらわれない自由な発想から生まれる新たな手法・企画に着目し、実現に向けてのアドバイスや運営サポートなどを行うことが肝心であり、図書館との共催や行事を行うことが望ましい。



(3) 勤労者に対するサービス

勤労者の図書館利用は勤務時間外が充てられるため、開館時間の延長と駐車場の確保、また、電車・バスの利便性に対する配慮は、最重要要件である。市民アンケートの結果でも勤労者の約 8 割が自家用車を利用しており、駐車スペース拡大の要求が高かった。

市民アンケートによれば、調査・研究を目的に来館する利用者は男性勤労者が多く、年齢が上がるほど調査研究の比率が高くなる。開館時間の延長はあまり大きな要求にはなっていないが、市内の大型書店が 22 時まで営業しているので、その時間までは勤労者の本に対する需要があるとすると、図書館の閉館時間は 22 時が適当であるということになる。駐車場は無料で、最低でも学習室を除いた閲覧座席数と同じ台数のスペースは欲しい。交通機関として、駅までのバスは閉館時間までは運行してほしいし、バス停は図書館の入り口のすぐ前が望ましい。

また、館内で勤労者が効率よく調査・研究するためには、資料の配置場所がすぐわかる大きな表示がまず必要である。そして、ノートパソコンと資料を置く余裕のある照明付きの机を設置する。さらにコピーサービスだけでなく、持参のパソコンでインターネットに接続できる環境（無線 LAN での対応など）を整備したり、予約制個室とグループ研究室を備えたりするなど、既に大学図書館で行われているサービスを取り入れて欲しいものである。蔵書の検索をする方法も、パソコンに慣れていない人のためのタッチパネルとビジネスマンや研究者のためのキーボードの併用に加えて、経験をつんだ司書が資料を探すための相談を受け付けるレファレンスカウンターも設置することが必要である。その司書は四日市大学や関連機関にある資料についても知識を持って利用者に助言ができ、また各種データベースを操作することによって、より

早く勤労者と資料を結びつけることができる能力が期待される。大学図書館には、勤労者の求める学術書・専門書が公共図書館より豊富に揃えられているからである。そういった意味で四日市大学とは組織的な連携を保ち、職員の短期交換研修等によって双方の資料や利用の状況などを体験することが必要であり、大学図書館との協力はビジネス支援の重要な方法のひとつとなるのである。

地域資料に関しては、四日市市には古く旧石器時代からの人々の歴史や地場産業・伝統的工芸品、さらに工業都市として石油コンビナートや公害克服など多くの特色がある。子どもから大人まで市民からの資料要求は多岐にわたるため、よりきめ細かい収集と保存体制の確立が求められる。これらの地域資料に関しては、閲覧・複写だけでなく全国の研究者に対しても貸出を行うなど、積極的に資料提供することが望まれる。

(4) 高齢者に対するサービス

余暇を得た多くの高齢者が、さらなる自己発達を目指して図書館に長時間滞在する状況が増えている。このような高齢者が施設面でサービスを求める点はいいろいろ考えられる。身体的弱者の面から、身体に優しい椅子とテーブルとその配置、たたみ一畳程度の縁台、移動に必要なエレベーター、エスカレーターの設置、ユニバーサルデザイン、コナ間（例えばWCと各コナ間）の移動距離を最小にする配置の設計への配慮などを実現する必要がある。

時間的余裕がとれる人の面から、開放的で明るい喫茶コナを設ける、高齢者に限らず将来の図書館が屋根のある公園をイメージして設計されるか、それが無理なら屋根のある公園的な雰囲気のあるコナを設け、そこで気分をかえながら読書が楽しめるようにすることも検討すべきである。

人生経験豊かな高齢者は、おのずから知的要求の対象も広く、これに応ずる資料・情報の充実が必要だろう。年とともに身体機能が弱体化する面から、図書館内だけでなく自宅に居ながらにして本の検索、貸出、搬送など新しい検索システムと物流システムを構築することも求められる。

(5) 障がい者に対するサービス

図書館における障がい者サービスの対象となるのは、図書館の利用になんらかの障がいを感じる人のすべてである。ここでいう障がいは、図書館職員や他者が判断するものではなく、障がい者自らがなんらかの差し障りを感じるものを指している。文字情報が読めない（漢字によるサインを理解できない子どもも例になるだろう）、ビデオの音声がかええない、図書館員をはじめとする他者とのコミュニケーションがうまくとれない、入院中などの理由で身体的に行動に制約があって図書館に行くことができない、資料にはアクセスできても内容に対する理解を図ることができない、建物の

構造に問題があったり、適切なガイドが不足しているために図書館内での資料・情報の利用に不便を感じている人、など多様な現実に気を配る必要が指摘される。

障がいをもつ市民への図書館サービスを、健常者と同様な条件にするためには、いろいろなサービス方法がある。求めに応じてパンフレット・リーフレットに及ぶ広範囲な資料を朗読する対面朗読、長い努力のすえに得られた点字読解能力に応じた点訳、視覚不自由者のための音声訳、触れることによって情報を取得できる人たちへの触る絵本の提供、展開の激しい電子技術を利用した媒体変換と機器の提供・大活字本・拡大写本・拡大読書器など弱視者へのサービス、字幕や小画面を利用した手話入りビデオ、やさしい表現やかな文字への書き直し、筆談による情報の交換、外国語への変換や日本語訳、など障がいの程度・内容・質に応じたサービス態様が試みられなければならない。

どのサービスにおいても、サービスを実施する側の障がいそのものについての理解が求められることは言うまでもないだろう。とともに、個別性も高く、サービスの密度は非常に深くすることが必要である。このためには多くの力を集約的に投入することが期待されている。日常的に発生する業務の合間を縫って、こうしたサービスを実行することは困難であり、また、固有の知識と技能を求められることもあり、司書とボランティアとの協働が必須であろう。地域の社会福祉協議会等の団体と緊密な連携を保ちながら、個々の障がい者の求める情報・資料要求に着実に応えるように努力を重ねなければならない。

(6) 多文化に関するサービス

四日市市の人口約31万人のうち、約8,400人が外国籍である。平成17年(2005)2月7日現在では、ブラジル人が最多の約3,500人で全体の42%を占めており、2位の韓国・朝鮮籍の約2,200人をはるかに引き離している。

彼らは日本語も片言のまま来日し、英語をほとんど理解しない人が多いので、現在の日本では情報弱者として市民生活から取り残される傾向が強い。彼らはほとんどが共働きであり、日常化している残業などで、平日の図書館利用や、自動車文庫の利用はあまり見込めそうもない。また、子どもたちは日本の教育制度に適応できなかったり、日本語能力は向上してもポルトガル語の読み書き能力の低下で、ブラジル人としてのアイデンティティを失いかけているなど難しい問題を抱えている。

現在では笹川地区に共生サロンが開設されて、行政の対応がなされるようになったが、図書館としてはブラジル人や外国人拠点小・中学校の協力も得て、ポルトガル語の絵本や図書を収集し、雑誌や日本語教育の教材を揃えるなどの対策が必要である。特にブラジルで発行されている雑誌や新聞は母国の情報を、また、中部地方で発行されているポルトガル語新聞は日本国内の情報を得る手段として重要なものであるので、ぜひ図書館で定期購読して欲しい。市国際課や笹川地区の共生サロン、また、ブラジル人向けの商店などを利用して図書館の役割と蔵書をPRすれば、彼らも図書館に足

を運ぶのではないだろうか。

また、ポルトガル語だけでなく、英語その他の外国語図書のコーナーを作り、その一角で CNN ニュースを常時放映すれば、外国人利用者だけでなく日本人住民との交流にも役立つであろう。その際、国名等はカタカナだけでなく、原語による表示が絶対必要である。市国際課や(財)市国際交流協会などの関連機関との協力が望まれる。

5 学校への支援に関するサービス

(1) 支援センターの機能

学校図書館を支援するため、図書館内に学校支援センターや学校支援図書コーナー等を設け、団体貸出等の支援を行い、物流も検討する。

(2) 学校に出向く司書たち

図書館司書が学校へ出向き、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング等を行い、読書活動の啓発に努める。



(3) 児童・生徒を受け入れる

「職業体験・社会見学・実習生」の受け入れを通して、図書館の機能と役割に対する児童生徒の理解と関心を高め、利用の増進を図る。

(4) 教職員との協働

朝読書の浸透、総合的な学習の時間における児童・生徒の調べ学習、司書教諭配置等、学校図書館をめぐる新たな動きに対応し、運営相談、子どもの読書活動推進に関する研修への講師派遣などの要請に応えるとともに、教職員に研修機会を提供するなど図書館と教職員の協働を図る。

6 大学図書館との連携

四日市大学情報センターは市内北部に位置し、広い駐車場を備えた車での便のよい独立図書館である。富田駅からも直通バスが運行されている。この図書館は広く一般に開放されており、閲覧だけでなく四日市市立図書館と同じように 10 冊まで 2 週間の貸出も受けられる。利用時間は 9 時から 18 時まで、土・日・祝日は休館であるが、市立図書館の休館日には大学図書館は開館しているということで市民にとってはありがたい施設といえよう。現在約 680 名の市民が登録をして利用されている。また、館内の AV コーナーにおいては、映像資料や最近の映画等の視聴も行っている。しかし、まだその情報は広く市民に行き渡っているとはいえないので、更なる広報が必要である。

四日市大学は、昭和 63 年(1988)開学の新しい大学で、図書館の蔵書の中心は

経済・経営・環境・映像・音響・コンピュータ・政治・町づくり等の専門書である。市民アンケートで求められている教育・保育系の図書は学部の関係で所蔵が少ないが、大学図書館として白書・統計書・参考図書などの基本文献のほか、文庫や新書・叢書の類は全点購入のものもあるなど、研究機関としての収集保存に努めている。

それに対して、開館 100 周年を迎えようとする歴史のある市立図書館は、新聞の地方版や和綴本、郷土史、文化財調査報告書をはじめとする地域資料や行政資料などまた、最新の文芸書・実用書なども備えた蔵書構成であり、お互い補填しあうものとして、それぞれの図書館の性格を生かした、蔵書の分担協力体制の構築が望まれる。定期購読雑誌についても重複は少なく、大学図書館の経済・環境系の英文専門雑誌などは、市民のビジネス支援にも有効活用ができよう。

市立図書館・四日市大学ともに、OPAC（コンピュータによる蔵書検索）をインターネット上で公開しているので、データベースの一体化を実現させて、双方の図書館内の OPAC で 1 度に両方の図書館の蔵書の検索・予約ができ、配本車の運行により利用者はそれぞれの図書館で貸出・返却ができるような利用面での協力体制をも目指したシステム構築が配慮されるべきだろう。それぞれが加入している公共図書館・大学図書館のネットワークを有効に利用すれば、全国レベルで「利用者の求める資料を、いち早く利用者の手に届ける」ことができることになる。

7 イベント・講座・情報発信サービス

現代における図書館サービスは、図書館の所蔵する資料・情報だけに依存するところにとどまてはいない。けれども行き着くところは所蔵する資料・情報に関連させ、その利用を推進させるようにしなければならない。各種のイベントや講座を企画しても、それらと所蔵する資料・情報との関連を的確に説明できないようでは無駄な努力となるだろう。

時宜に応じた、また、時代の流れを見据えた資料展示を企画し、有名人ばかりでなく、地域において活躍する先達を発掘するなかで講演会やイベントを開催し、それらに関連した所蔵資料のブックリストを作成して参会者に配るなどといったことが実行されるべきだろう。また、図書・雑誌といった活字文化にのみ偏るのではなく、さまざまなメディアを活用して、図書館のもつ多様な面を市民に提起していくことが肝要である。

図書館における各種の行事などは、図書館だけが企画するものではないだろう。図書館の提供した資料等が仲立ちとなって市民相互が話し合ったり、読書内容を深める行動につながる契機をつくらなければならない。図書館の提起する「読書会」から、市民の発想・発起に基づいた学習会や各種の行事が、図書館の絶大なサポートのもとに展開されることが期待される。そうしたもののなかに、「図書館の賢い利用法」を紹介するイベントを組み込み、市民同士が秘訣を教え合うというものも考えるべきだろう。図書館のインターネット端末の利用法から、インターネット上の情報評価技術

を伝えることも企画となる。

各種の行事を開催し、その成果や状況を積極的にホームページ等で紹介する過程で図書館の情報発信サービスが実現される。図書館の所蔵する資料等を Web - OPAC として公開することは当然のことであり、併せて意識的なブックリストの提示が市民の図書館に対する理解を深めることにつながる。

8 ネットワーク機能の充実

(1) 四日市大学図書館、市内小・中・高校の学校図書館、企業の情報・資料室、市立博物館、資料館、生涯学習センター、公民館、行政等との連携・協力により、「学びのオアシス・ネットワーク」を構築し、利用者は 24 時間、インターネットを介して、パソコンや携帯電話等から図書館蔵書及びこのネットワークの提供するすべての情報（目録・所在情報、予約情報及びレファレンスの送・受信、文化・学習情報などの各種企画情報等）へのアクセスを可能とする。

(2) 既に稼働している県立図書館運用の MILAI ネットワーク、東海地区図書館協議会が今後構築予定の館種を越えた図書館ネットワーク、国立国会図書館運用の総合目録ネットワーク及び国立情報学研究所（NII）運用の NACSIS ネットワークと、それにリンクしている国際ネットワークを活用して、市立図書館未所蔵の図書資料を図書館間相互貸借で全国及び世界の所蔵図書館等から借用（又は貸出）する体制を整備する。

(3) 国立情報学研究所（NII）の開発した「NetCommons」（ネットコモンズ）などを上記のネットワークの中に導入し、インターネット上に、NPO や目的を共有する市民グループの自発的な学習を支援する情報共有システムを構築して、コミュニティの育成を支援する。



9 広域利用

交通システムの発展を背景に「日常生活圏」は、自治体という地域線引きを越境しつつある。図書館利用という面では、居住自治体よりは他の自治体のそれに期待する例が見られるようになってきた。これを制度的につくり上げようとするのが「広域利用」「相互利用」「広域サービス」「共通貸出（制度）」である。隣接する二つ以上の自治体が、首長の合意や議会での議決、教育委員会協定などを経て、覚書を締結して実施する。四日市市では、平成 12 年（2000）4 月に三重郡 4 町（菰野町、楠町、川越町、朝日町）と覚書を締結したのを手始めに、平成 14 年（2002）4 月には員弁郡 2 町（大安町、東員町）とも覚書を交わした。これらの覚書をもとに、平成 15 年（2003）12 月に誕生した「いなべ市」（大安町、員弁町、北勢町、藤原町が合併）とも広域利用が可能となっている。

今後は、鈴鹿市、桑名市とも話し合いを継続していき、できれば北勢地方全域の市

町との間に覚書を取り交わし、広域利用の範囲を広げることが望まれる。

現在の広域利用は、市民・町民が他の市・町の図書館に出向いて、同等のサービスを受ける形態となっているが、これからの展開として域内の「どこでも貸出を受け、どこに返却しても良い」というシステムへの移行が図られる必要がある。その際には、域内図書館間での物流が必然的に発生することとなり、こうした事態への対応も検討しなければならない。広域利用を歓迎する市民・町民は、よりの確なサービスを求めてサービスの良い、あるいは立地の恵まれた図書館への依存を深めることは明らかである。四日市市の図書館が、利用の集中する図書館となることを期待するが、同時に集中の結果として本来の市民へのサービス低下も避けなければならない。

MILAI を背景とした総合目録を広域対象に再編して、北勢地方での中核的機能をもつ窓口図書館の機能を果たしたり、貸出システムの共通化を図ったり、資料・情報の収集や蓄積における分担制度の導入など、新たな課題に果敢に取り組める体制をつくることが期待される。

10 ボランティアとの更なる連携

市全体の読書活動の活性化を願う上で、また市民一人ひとりのもてる能力を引き出し、市民と地域の活力源を高めることからしても、サービスの新たな展開、拡充が求められる。その対応がマニュアル通り、機械的なものに陥らないために必要なものは人の温もりであり、ボランティアとの更なる連携が必要となる。

(1) 業務サポート

「読み聞かせ」「対面朗読」をはじめ、「書架整理」「図書の修理」「蔵書点検」「障がい者・高齢者宅への宅配」など業務の責務を自覚したサポートが挙げられる。

これらは、技術・知識を必要とするものもあり、職員がやるべき仕事か、ボランティアができる仕事が明確に認識する、区別する、そのための情報も必要になる。

個人情報保護についても、ボランティアに対して研修を実施するなど十分にわきまえる必要があり、責務を自覚した協働を進めていく必要がある。

(2) ボランティアのスタッフ・ルームの設置

ワーキングスペースとしても、ボランティアのスタッフ・ルームととらえても、今後、さまざまなボランティアが関わることになると、将来、事務局的な役割も生じてくることが予想される。その場の確保を検討しなければならない。

(3) 「図書館友の会」のようなボランティア組織の設立

創意工夫に富むアイデアと実行力で、図書館の使命を達成するためのパートナーとして図書館応援団をつくる。

講座・イベントの企画運営、環境整備や備品等の手入れなど、「やってみたい」とい

う思いや、好奇心が始まりであったとしても、自らの意志での関わりであるから、なによりの生涯学習ととらえて取り組むことができる。それを支えるために、組織の設立も一考と思われる。これほど社会を活性化させる手段は他にないと考えたい。

1.1 開館時間の延長、開館日数の増大

市民アンケート結果に見られるように、図書館の開館時間を延長したり、開館日数を増やすことを期待している市民の数は30%近くに達している。これらの期待を無視することは許されないだろう。22時までの開館を、ぜひ実現してほしい。

そのためには、図書館サービスに従事する図書館員を増員させなければならない。市民へのサービスを担当するカウンター職員の数を増やすだけでは、サービスの質を確保することは難しい。収集する資料・情報の量を増やし、増加する市民の資料要求にこたえていかなければならない。開館時間・日数の充実で新たに発生する資料・情報要求は、これまでの要求よりも質においても量においても飛躍的に変化するのであろう。その変化に対応できる図書館員は、図書館サービスに使命感を抱き、高度な知識と技術を備えていることが求められる。開館時間・日数の充実を、単純にカウンター担当職員の増員だけで賄えるものと考えてはならない。

周知のように、四日市市の財政状況は厳しく、職員等の充実は容易なことではない。このような環境下においてサービスの拡大・充実を図るには、運営形態についての大膽な検討が必要となるだろう。現行サービスを超えたサービス展開のために、可能な限りの努力が求められている。

1.2 行政支援サービス（行政職員に対するレファレンスサービス）の導入

四日市市立図書館は、まず四日市市民のための資料・情報の提供に力を傾注すべきであることは論をまたないであろう。それと併せて、市民の豊かな生活を支援するべく努力を重ねている行政職員の立場も忘れてはならない。行政職員の日夜の努力は、市民のために傾けられており、その努力をパートナーとして支援・サポートすることも市立図書館に課された責務と考える必要がある。

行政職員の必要とする資料・情報が何であるかについて相談を受け、ともに検討し、その探索に力を注ぐ「行政支援サービス」を展開することが期待される。資料・情報を的確に検索し、提供する業務に従事する図書館員は、行政の目標や役割について知悉していることが求められ、行政職員と同様な公平性に対する責任感を共有しなければならない。このような図書館員は、一朝一夕に得られるものではないだろう。図書館業務についての知識と技術を十分にわきまえたうえで、行政の重責を共有できるような研修を着実に身に付けていくことが求められる。



第4節 位置・建物・規模・設備の考え方

1 位置・建物・規模について

新しい図書館の建設位置については、1)現在の場所、2)既存の市有地、3)民有地の三点を前提条件としたうえで、市の財政力に配慮しながら郊外か、駅前かの交通に便利な場所を選択する必要がある。1)の場合には、建設期間中の数年間は閉館せざるを得ないため、市民にとって大変不便が生じ、仮施設による開館は経済的な負担が大きくなる。そのため、2)、3)の新たな場所を選択するのが好ましく、広い駐車場の確保を最大の条件として、郊外か、駅前かについて考える必要がある。なお、郊外の場合には、電車・バスなどの交通の利便性も条件となる。

新しい図書館の建物規模と複合形式は、敷地全体の面積から考える必要があり、将来の増築や維持管理経費なども条件としたうえで、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、現在の約4～5倍の規模を想定する必要がある。単一館か複合館の選択は、現在の図書館サービスの拡充と、市民のニーズを配慮したうえで、四日市市の教育・文化施策に沿って考えるべきである。仮に民間導入を条件とする場合は、どの分野が市民サービスの向上に最適であるかや、将来的な市民の経済的負担を軽減する方向で検討し、市民の利便性を最優先した複合形式を考える必要がある。なお、建物の維持管理や窓口業務など、民間が導入しやすい条件整備についても検討が必要である。

2 施設設備について

施設・設備については、全館的に効率化・省力化・省エネルギー化を目指すことが求められ、最先端の技術と設備を積極的に検討する必要がある。

自動書庫を導入し、全ての蔵書一冊一冊にICチップを埋め込み、コンピュータに伴う検索と貸出など手間のかからない返却の自動化システムを構築する。

使い勝手の良いコンピュータ、携帯電話のようなテンキーをベースとした情報入力システムなどの開発・導入を図り、YLNS(四日市市図書館ネットワークシステム)接続して、図書館内で効率的なインターネット利用ができるようにする。またYLNSには、物流システムとの一体化を図った機能を持たせ、「本を探す 借りる 返却する」サービスを自宅からでも可能なようにする。この物流システムには、地域の郵便局やコンビニとの連携をも組み込み、充実したサービスの展開を図る。

第5節 丹羽室、学習室等の位置づけ

1 丹羽文雄記念室

文化勲章受章により、四日市市で4人目の名誉市民に選ばれた丹羽文雄氏は、昭和

を代表する作家の一人であり、丹羽文雄記念室の存在は、図書館のシンボルとして全国に広く知られている。この記念室については、さらに内容の充実を目指しながら、これまでの活用状況と、県内各地の作家の記念館や資料館との連携や、県外の図書館における郷土出身作家の記念室などの状況を精査したうえで、名誉市民としてふさわしい顕彰を継続することが必要である。なお取り扱う資料の性格上、専門の学芸員的知識を持った司書の配置が必要である。

生涯学習施設としての図書館は、館内に関連施設を設置することで利用者の満足度をさらに高めることになる。職員構成や組織とも関わるが、複雑な組織や人員配置は利用者にとって分かりにくく不便であり、なるべく図書館内に関連施設を包括することが必要である。シンボルとしての丹羽文雄記念室、学習室・視聴覚ホールは、多様な情報機器の将来性を十分検討し、基本構想段階より市民参加を保証して検討することも必要である。

2 児童室・調べ学習の場

公共図書館がマスコミに登場する情景として「夏休み最後の休日に混み合う学習室」がある。公共図書館に対するイメージとして「中学・高校生の自習の場所」が定着してしまっていることを意味するだろう。しかし、図書館の本来の使命は、蓄積された多くの資料・情報を提供することであり、副次的にそれらを利用するための「場」が設定される。従って資料・情報の利用に結びつかない「席・場」の確保には慎重になる必要があると考えられる。特に、駅前等の便利な一等地を利用して開館する場合には、その効率性を考慮せざるをえないだろう。自習のための場が重宝に利用されればされるほど、それらの管理のための人手も必要となってくるという事実も忘れてはならない。

「調べ学習の場」は、こうした「利用に結びつかない席・場」とは異なっている。自発的な学習を支えるための資料・情報・機器を積極的に充実させるとともに、調べ学習の本質をわきまえた学校教育に理解のある司書等の専門職員を配置し、図書館利用教育を並行させながら展開するべきところであろう。

一方、児童のみを対象とするコーナー等の配置には、いくつかの考え方がある。児童対象の資料・情報は「児童のみ」が利用すると判断してはならない。主たる利用者は児童であっても、児童の考え方や児童の行動を理解するために、それらの資料・情報にアクセスする成人・学生等が存在する。コーナー等の設置は、利用者を分断し、排除の方向が出てくることもある。こうした意味では、低層書架を利用して区分け程度のコーナー化を試みることだろう。また児童と成人をつなぐティーンズをターゲットとしてコーナーをつくることを試みるのが適当と考える。彼ら・彼女らの旺盛な学習意欲は、成人向けの資料にも手を伸ばせる環境を求めるだろうし、「大人になりきれていない不安定さ」から、児童向けの資料・情報にも関心を抱くという両面性をサポートできるコーナーが望ましい。

今後、総合学習の拠点として図書館の役割は益々拡大すると思われるので、児童室・

調べ学習の場の一体的な確保は、図書館にとって重要な課題である。とりわけ学校でのカリキュラムに合わせた図書、学習資料の整備は、児童・生徒用と教員用とに大分類することや、グループ学習にも対応できる部屋の広さが必要であり、操作のしやすい機器・備品を設置して、博物館などとのネットワークを活用することも必要である。

第6節 職員

新しい図書館の理念を具現化するために、職員組織は三つの職種とボランティアで構成するものとし、それぞれ次のような条件を具備した人材を採用・配置する。

1 司書職員

司書専門職は、サービス精神に富み、明るく、親切な人柄で、仕事に情熱を持ち、高度な書誌的知識・技術を修得しているうえに、基礎的なITスキルと企画力を有することを基本要件とし、そのうえ、次のいずれかの能力を有する人材。

- ・ 地域（史）資料に関して造詣が深い。
- ・ 子どもの環境や児童書に精通している。
- ・ 得意の専門分野（外国語能力を含む。）を持つ。
- ・ 資料の保存・修理に関して造詣が深い。
- ・ 企画展示等に関する知識・技術（資格）を持つ。



2 技術職員

技術専門職は、コンピュータ又はネットワークに関する高度なITスキルを有し、実務用のプログラミングができる能力を有する人材。

3 一般職員

一般職は、企画力・交渉力・調整力に富み、特に人事関係事務又は経理関係事務についての経験を有し、それらの関係法令にも精通している人材。

4 ボランティア

多様な能力・才能を有するボランティア（館内案内、読み聞かせ、配架整理、図書資料修理、対面朗読、録音、点訳等）

多様なサブジェクト・レファレンス・サービスを担当できる学識経験者（名誉教授、伝統工芸技術保持者等）のボランティア。

第7節 その他

今後、市民に求められる図書館づくりを進めるためには、事業を実施するにあたり、地域の活性化を目指した地域活動団体やNPOなどの活動との連携を重視した施策を積極的に展開していくことが望まれる。

「市民に求められる図書館検討懇話会」開催経過

第1回市民に求められる図書館検討懇話会

日時： 平成16年6月6日(日)午後1時30分～ 場所：市立図書館3階会議室

議題： 教育長あいさつ
委嘱状交付
自己紹介
会長選出
懇話会の役割について
市民アンケート調査について
その他

第2回市民に求められる図書館検討懇話会

日時： 平成16年9月5日(日)午後1時30分～ 場所：市立図書館3階会議室

議題： 今後の図書館のあり方について
その他

第3回市民に求められる図書館検討懇話会

日時： 平成16年11月14日(日)午後1時30分～ 場所：市立図書館3階会議室

議題： 市民アンケート調査の分析結果報告について
提言書の内容構成と執筆について
その他

第4回市民に求められる図書館検討懇話会

日時： 平成17年1月23日(日)午後1時30分～ 場所：市立図書館3階会議室

議題： 提言について
その他

第5回市民に求められる図書館検討懇話会

日時： 平成17年2月20日(日)午後1時30分～ 場所：市立図書館3階会議室

議題： 提言について
その他

市民に求められる図書館検討懇話会委員名簿

	氏 名	経 歴 等
1	雨森 弘行	名古屋女子大学常務理事総務部長・元三重県立図書館長
2	伊藤 久嗣	鈴鹿国際大学国際学部非常勤講師 四日市市立図書館協議会副会長（H15年度）
3	伊藤 泰代	元市政モニター
4	伊藤 由美	公立小中学校校長会代表(四日市市立東橋北小学校校長)
5	岡崎 黎子	四日市大学教学部学生課長
6	霜島 茂雄	元市政モニター
7	柴田 正美（会長）	帝塚山大学心理福祉学部教授・前三重大学人文学部教授
8	中井 千保子	図書館ボランティア
9	原 豊	三重県立図書館情報サービスグループ主幹兼リーダー

（五十音順・敬称略）

市民に求められる図書館検討懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民の高度で多岐にわたる生涯学習を支援するとともに、30万都市四日市市にふさわしい図書館のあり方の基本的な考え方を調査研究するため、「市民に求められる図書館検討懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、調査研究した会議の結果をまとめ、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言する。

(組織等)

第3条 懇話会は、教育委員会が委嘱する委員10名以内によって組織する。

2 男女のいずれの委員においても、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、四日市市立図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 5月 7日から施行する。

